

令和8年度滑川市奨学資金貸与申請について

滑川市教育委員会

滑川市では、修学の意欲及び能力を有するにもかかわらず、経済的な事由によって修学が困難な者に対し、奨学資金を貸与することにより、有用な人材の育成を図ることを目的として奨学生を募集します。

1 奨学生の要件

- 大学（短大を含む）、専修学校（専門課程に限る）、高等専門学校、高等学校の専攻科に在学する者
- 滑川市に住所を有する世帯に属する者
- 学資の支払いが困難である者
- 修学の意欲がある者
- 健康かつ品行方正で学業成績が優秀である者
- 出身学校長または在学する学校長の推薦がある者

2 貸与月額（返還の必要があります）

- 県内大学等 月額 20,000 円
 - 県外大学等 月額 40,000 円
- ※奨学資金は無利子です。
※奨学生として決定した場合、奨学資金は毎月指定の口座に振込みます。ただし、初年度は、4～8月分をまとめて8月下旬（予定）に振込みます。

3 貸与期間

奨学資金を受けるに至ったときから、その大学等における正規の修学期間を終了するときまでの期間貸与します。
※休学、退学、転学となった場合は貸与が停止となります。ただし、休学の場合は復学により貸与を再開します。

4 申請手続について

(1) 受付期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）

(2) 申請書類提出先

滑川市教育委員会教育総務課（滑川市役所 西館3階）

(3) 申請書類

滑川市奨学資金貸与申請書（様式第1号・A4サイズ）

- ・本人及び保証人の連署が必要です。保証人は本人の父母又はこれに代わる者としてします。
- ・本人の住所及び連絡先は、現住所及び連絡がとれるところを記入願います。
- ・兄弟姉妹等が学生である場合は、〇〇高校〇〇科、又は〇〇大学〇〇学部と詳しく記入願います。

奨学生推薦調書（様式第2号・A4サイズ）

- ・在学中の学校で推薦してもらってください。
- ※ただし、新入生の場合は、前学校の学校長が推薦者となります。

学業成績証明書

- ・現に在学している学校のものを出してください。
- ※ただし、新入生の場合は、前学校の成績証明（3年分）となります。

在学証明書

- ・現に在学している学校のものを出してください。

所得証明書

- ・保護者等にかかる令和7年中の所得証明書の交付を受けてください。
- ※令和7年中の所得証明書は、市税務課で6月初旬から交付開始予定です。
- ※6月前に発行される所得証明書や非課税証明書は、令和6年分の収入についての証明になりますので、令和8年度の申請には使えません。

5 選考結果の通知

令和8年7月下旬（予定）に、保証人へ文書で通知します。

6 返還について

- ・卒業した年から10年間で分割均等返還をしていただきます。
- ※大学院に進学する場合は、2年間の措置期間終了後、10年間で分割均等返還していただくこととします。
- ・返還方法は、月賦、年賦または半年賦のいずれかを選択できます。
- ・返還すべき日までに返還しなかった場合には、その翌日から返還の日までの日数に応じ、年7.3%の割合を乗じて計算した額の延滞利息が課されます。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却いたしません。
- ・奨学生の継続にかかる審査を行うため、毎年度当初に、学業成績証明書を提出していただきます。
- ・この制度は、滑川市奨学資金貸与規則で定められています。

<問合せ先>

滑川市教育委員会教育総務課

TEL：076-475-1479（直通）

e-mail：kyoiku@city.namerikawa.lg.jp